

○国土交通省告示第 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）
第三条第五項の規定に基づき、土砂災害防止対策基本指針を変更したので、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十九年 月 日

国土交通大臣 石井 啓一

土砂災害防止対策基本指針

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関する基本的な事項

1 土砂災害防止対策基本指針の位置付け

我が国は、国土の約七割を山地・丘陵地が占め、地質的にも脆弱^{ぜい}で、梅雨期の集中豪雨、台風に伴う豪雨等により、急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑りを原因とする土砂災害が全国各地で発生しており、平成十九年から平成二十八年までの過去十年間における土砂災害の年平均発生件数は、約千百件に上っている。特に、平成二十五年の伊豆大島や平成二十六年の広島市での土砂災害など、局地的な豪雨により多数の死者を伴う甚大な被害が発生している。

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成十二年法律第五

十七号。以下「法」という。）は平成十二年に制定され、それまでの砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備によるハード中心の対策に加え、避難体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト対策が推進されてきた。

しかし、平成二十六年八月豪雨による広島市での土砂災害等において、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）の指定や、基礎調査の実施がなされていない地域が多く、住民等に土砂災害の危険性が十分に伝わっていなかったこと、避難勧告等の発令が災害発生後となってしまったこと、避難場所や避難経路が危険な区域内に存在するなど、土砂災害からの避難体制が不十分な場合があったことなどの課題が明らかとなった。

このため、まず、都道府県が実施する基礎調査の結果の公表を行い、住民等に対して早期に土砂災害の危険性を周知することにより、地域の理解を得ながら土砂災害警戒区域等の指定を促進することが必要である。

また、土砂災害警戒情報を、避難勧告等の判断に資する情報と明確に位置付け、都道府県知事から関係する市町村長への通知及び一般への周知の措置を義務付けることにより、市町村長による的確な避難勧告等の発令に結びつけることが必要である。

さらに、土砂災害警戒区域の指定があったときは、土砂災害に対する避難場所・避難経路に関する事項などを市町村地域防災計画に定め、安全な避難場所・避難経路の確保や、高齢者、子供

等にも配慮した避難体制の充実・強化を図ることも必要である。特に、平成二十七年九月の関東・東北豪雨災害や平成二十八年の台風災害等を踏まえ、社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設でのきめ細かな対策が一層求められている。

これらにより、局地的な豪雨などの降雨による土砂災害に対し、自治体や住民等が的確な避難を判断できるような仕組みづくりが重要であり、このためには、国、都道府県、市町村が住民等と連携して取り組んでいく必要がある。

土砂災害のおそれがある区域において避難体制を充実・強化するなどの対策を講ずるためには、まず、基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定を迅速に行う必要があるが、基礎調査が未実施の地域においても、土砂災害危険箇所の周知徹底を行うなど、土砂災害の危険性を住民等に十分周知するとともに、必要に応じて避難体制を強化する必要がある。さらに中長期的には、土砂災害のおそれがある区域にはできるだけ人が住まないようなまちづくりを目指すことが重要である。

一方、平成二十三年の紀伊半島大水害では、河道閉塞が多数発生し、決壊に伴う土石流による甚大な被害が懸念された。また、平成二十三年霧島山新燃岳や平成二十六年御嶽山の噴火では、火山噴火による降灰が山腹に堆積し、土石流による甚大な被害が懸念された。これらの特殊な土砂災害から国民の生命及び身体を保護するためには、土砂災害に関する専門的知識及び技術を有する都道府県知事又は国土交通大臣が、緊急調査を行い、市町村長に対して避難勧告等の判断に

資する情報を提供する必要がある。

土砂災害防止対策基本指針は、法に基づき行われる土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な方向を示すものである。

2 行政の「知らせる努力」と住民等の「知る努力」とが相乗的に働く社会システムの構築

土砂災害の防止に当たっては、これまで行政は、砂防法（明治三十年法律第二十九号）、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）等の施行、各種事業の遂行、土砂災害に関する科学的知見の蓄積等に努めてきた。

この結果、土砂災害については、その発生メカニズム及び想定被害範囲について相当程度把握することが可能となってきたものの、そのほとんどが突発的に発生する特徴を有するものであるため、発生日時を正確に予知することは未だ難しい。このことは、自然災害による死者・行方不明者のうち土砂災害によるものが多くを占める要因の一つとなっている。

また、全国各地における、新興住宅地の造成、従前からの地域共同社会の弱体化等に伴い、土砂災害の前兆を伝承から把握することや、地域における過去の土砂災害の実態や土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を地名等から把握することが困難であることが多くなり、住民等に

とって適時・適切な避難行動をとることが著しく困難となっている。

したがって、今後、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するためには、行政は、過去の土砂災害の実態や土砂災害のおそれがある土地の区域等に関する情報を、その内容に正確を期するよう配慮しつつ、積極的に提供することにより、地域や個人が土砂災害に適切に対応できるよう、最大限の「知らせる努力」をすることが求められる。

加えて、降雨による土砂災害に対しては、気象庁や都道府県ができるだけ早い段階から、雨量の予測や、地盤の水の含み具合をはじめとするきめ細かな情報を提供するとともに、都道府県知事は、土砂災害の急迫した危険が予想される場合、避難勧告等の判断に資する土砂災害警戒情報を気象庁と共同で発表し、市町村長による的確な避難勧告等の発令や住民等の的確な避難行動に結びつけることが求められる。

一方、住民等は、行政が提供するこのような情報を日頃から十分に把握するよう努めるとともに、避難訓練の実施等を通じてそれらの情報の内容や意味、前述した土砂災害の特質及びその前兆等に関する知識を得るための「知る努力」を惜しまないことが重要である。そして、一人一人のかけがえのない生命及び身体を守るため、各人も土砂災害への備えを自主的に行い、適時・適切な避難行動をとるなど、的確な判断及び行動が求められる。特に、身近に高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者がいる場合は、避難支援等共助に努めることが必要である。また、要配慮者利

用施設においては、地域防災計画、ハザードマップ等の情報を活用して、施設利用者が迅速に避難行動をとれるよう、あらかじめ避難計画を作成のうえ、実効性を高めるための避難訓練を実施することが重要である。

これらのことから、行政の「知らせる努力」と住民等の「知る努力」とが相乗的に働く社会システムを構築していくことを、土砂災害の防止のための対策に関する基本理念とする。

3 その他の基本的な事項

法においては「土砂災害から国民の生命及び身体を保護する」ことを目的としており、かつ、法に基づく措置の中には国民の財産権を制限するものがあることから、法の施行に当たっては、国民の生命及び身体の保護に万全を期するとともに、その運用が適正かつ公平であることが重要である。

また、その対策を講ずるに当たっては、手続の透明性、検討体制の専門性、信頼性等の確保を図ることが重要である。

加えて、国、都道府県、市町村、住民等それぞれの主体が十分に連携することが重要であるとともに、各機関においては関係部局が密接に連携して対策を講ずることが重要である。

二 法第四条第一項の基礎調査の実施について指針となるべき事項

1 基礎調査の計画的かつ迅速な実施

基礎調査は、法に基づく土砂災害の防止のための対策を講ずるに当たって不可欠な調査であり、各都道府県は、おおむね五年程度で基礎調査を完了（当該都道府県内における土砂災害のおそれがある箇所全てについて一通り基礎調査を実施することをいう。）させることを目標として、完了予定年も含めて設定した実施目標が達成できるよう、着実な取組が求められる。そして、国は、都道府県が目標を達成できるよう、財政面、技術面などの支援を行うものとする。

都道府県は、定期的に調査の進捗状況を国に報告し、国は各都道府県の実施目標及び進捗状況を公表するとともに、遅れている都道府県に対しては理由を確認し、基礎調査の早期完了のため必要な措置を講ずるものとする。

法第六条の「是正の要求」は、都道府県の基礎調査に関する事務の処理が「法令の規定に違反している場合」及び「科学的知見に基づくずに行われている場合」が対象となる。このうち、「法令の規定に違反している場合」については、各都道府県が実施する基礎調査がおおむね五年程度の目標から大幅に遅れる場合や土砂災害防止対策基本指針に基づくずに行った場合などを想定している。また、「科学的知見に基づくずに行われている場合」については、流下する土石等の量を誤って小さく見積もる、土石流が流下する溪流の傾斜の取り方を誤るなどにより、土石等が

到達する区域を狭く設定していることが明白な場合などを想定している。

また、調査を実施するに当たっては、土砂災害関連情報を有する国及び地域開発の動向をより詳細に把握する市町村の関係部局との連携・協力体制を強化することが重要である。

2 土砂災害が発生するおそれがある土地に関する調査

土砂災害が発生するおそれがある土地に関する調査として、次に掲げるものを行う。

(1) 土砂災害が発生するおそれがある箇所の抽出

急傾斜地の崩壊等の発生により住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる箇所について、地形図、航空写真等を用いて概略的に調査を行い、必要に応じ現地確認を行うことにより、その位置の把握及び予想される土砂災害の発生原因の特定を行う。

なお、同一の土地において急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑りが輻輳^{ふくそう}して発生することがあることから、これらの土砂災害の発生原因ごとに、もれなく状況を把握するよう努める。

(2) 地形、地質、降水、植生等の状況に関する調査

(1)で把握した箇所について、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある土地の区域の高さ、傾斜度、流域面積等の地形のほか、地質、降水、植生等の状況に関する調査を行う。

(3) 土砂災害防止施設等の設置状況に関する調査

(1)で把握した箇所について、土砂災害を防止する効果がある施設の設置状況に関する調査を行う。当該施設の土砂災害を防止する効果については、関係機関・部局の協力の下、適正な評価を行う。

(4) 過去の土砂災害に関する調査

(1)で把握した箇所及びその周辺で過去に発生した土砂災害に関して、その際の降雨量、急傾斜地の崩壊等の状況、被害の状況、土石等が到達し、又は堆積した範囲等について、過去の土砂災害の痕跡、土砂災害に係のある地名（旧地名も含む。）等も参考にしつつ、調査を行う。

(5) 土砂災害が発生するおそれがある土地の区域の把握

以上の調査結果を踏まえ、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域の範囲を土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号。以下「令」という。）第二条に規定する基準に基づき把握する。

3 警戒避難体制等に関する調査

土砂災害から国民の生命及び身体を保護するためには、警戒避難体制の整備を行うことが必要である。警戒避難体制等に関する調査は、土砂災害警戒区域等の指定及び指定後の警戒避難体制

の整備を行う上で極めて重要な取組である。

については、2の(5)で把握した土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について、警戒避難体制等に関する調査として、次に掲げるものを行う。

(1) 土砂災害に対する避難勧告等に関する調査

雨量計等の土砂災害に関する各種観測機器の設置状況、避難勧告等の発令基準に関する調査等を行う。

(2) 情報の伝達に関する調査

住民等への土砂災害に関する情報伝達体制の整備状況、要配慮者利用施設の立地状況及び要配慮者利用施設への土砂災害に関する情報伝達体制の整備状況に関する調査を行う。

(3) ハザードマップに関する調査

避難場所・避難経路の設定状況、避難場所の建築物の構造等のハザードマップに関する調査を行う。

(4) その他の調査

住宅の立地状況、道路の有無等の土地利用の状況に関する調査を行う。

また、当該土地の開発動向について、必要に応じ、市町村の関係部局からの情報収集等を通じて調査を行う。調査の内容は、人口動態、地価動向、都市計画法（昭和四十三年法律第百号

）に基づく都市計画区域及び準都市計画区域の指定状況、建物の建築状況、農地の転用状況等であり、これらについて推移を確認し、今後の状況変化を予測するための参考とする。

4 法第四条第二項の基礎調査の結果の公表について指針となるべき事項

基礎調査の結果の公表は、住民等に土砂災害の危険性を早期に周知するために行うものであり、2の(5)の「急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある」と認められる土地の区域」等の範囲を示した図面、すなわち、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するものとする。

その公表方法は、都道府県等のホームページでの公表、都道府県の出先機関、市役所等での閲覧、掲示板の活用、各戸配付、回覧板など様々な手法を活用するものとする。

なお、土砂災害の危険性を住民等が正確に理解するため、土砂災害警戒区域等に相当する範囲だけでなく、その設定根拠等についても、できる限り積極的に示していくことが望ましい。

5 基礎調査の結果の公表後に行うべき事項

基礎調査の結果の公表後、都道府県は、市町村と連携して、土砂災害警戒区域等の指定の手続きを速やかに進めるものとする。

また、市町村においては、住民等の協力を得ながら、地域における安全な避難場所等の確保や情報伝達体制の整備など、避難体制の検討に早期に着手することが望ましい。

6 二巡目以降の基礎調査の実施

二巡目以降の基礎調査については、おおむね五年ごとに、各区域における地形や土地利用の状況等を確認し、変化が認められた箇所等については、現地確認を行うなど、詳細な調査を行うものとする。

三 法第七条第一項の土砂災害警戒区域及び法第九条第一項の土砂災害特別警戒区域の指定について 指針となるべき事項

土砂災害警戒区域等は、基礎調査の結果を踏まえた上で、令に定める基準に基づいて、区域の指定を行う。

土砂災害警戒区域等の指定は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護する上で基礎となるものであり、令に基づき都道府県知事が土砂災害のおそれがあると認めた土地の区域については、可及的速やかに指定を行うことが重要である。また、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、想定をはるかに超える規模の土石流等については、予知・予測が困難であることから、土砂災害警戒区域等の指定の

範囲の特定に当たっては、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について指定を行う。

土砂災害警戒区域等の指定要件に該当する区域が相当数に上る場合においても、基礎調査の結果を踏まえ、過去の土砂災害の実態、居室を有する建築物の多寡、要配慮者利用施設の有無、開発の進展の見込み等を勘案して、速やかに、土砂災害警戒区域等を指定することが望ましい。

さらに、地震等の影響により地形的条件が変化した場合や、新たに土砂災害防止施設等が設置された場合など、土砂災害警戒区域等の見直しが必要になった場合は、柔軟かつ迅速に対応することが望ましい。特に、土砂災害防止施設等が整備され、施設機能の適切な維持管理体制が確保されるなど、土砂災害特別警戒区域の全部又は一部について指定の事由がなくなったと認められる場合には、当該特別警戒区域の全部又は一部について速やかに指定を解除することが望ましい。

なお、都道府県は、定期的に土砂災害警戒区域等の指定の進捗状況を国に報告し、国は各都道府県の進捗状況を公表するとともに、遅れている都道府県に対しては理由を確認し、土砂災害警戒区域等の早期指定のため必要な措置を講ずるものとする。

また、土砂災害警戒区域等については、都道府県等のホームページでの公表、都道府県の出先機関等での閲覧、標識の設置など、住民等に対し、土砂災害のおそれがある区域についての周知を徹底することも重要である。

四 法第九条第一項の土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転その他法に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関し指針となるべき事項

1 法第八条第一項及び第二項の市町村地域防災計画に関する事項

市町村防災会議等は、市町村地域防災計画に、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めることとなるが、その際、指針となるべき事項は(1)～(4)のとおりである。

(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達等

土砂災害警戒情報をはじめとする土砂災害に関する情報の収集、伝達等については、住民等に確実に情報が伝わるよう防災行政無線（同報系）の屋外スピーカーのみならず戸別受信機、緊急速報メールなど多様な手段を用いて伝達することが望ましい。また、住民等にどのような伝達手段で伝えるかをあらかじめ定め、周知しておく必要がある。

(2) 避難場所・避難経路

避難場所については、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の四第一項に規定する指定緊急避難場所とし、土砂災害警戒区域外で避難場所を選定することが基本となる。ただし、各地域によって、予想される災害形態や土砂災害のおそれがある区域の範

囲など状況は様々であり、例えば土砂災害警戒区域外に適切な避難場所がない場合、最寄りのマンションやビルの所有者等の理解を得て避難場所として協定等を結ぶことも有効であり、地域の実情に応じて適切に対応することが望ましい。

避難経路についても、土砂災害に対する安全性を確認し、適切な避難路等を選定するものとする。この際、全ての避難経路をあらかじめ選定することは困難な場合も多いことから、土砂災害の危険性があるなどにより、避難経路として適さない区間を明示することや、土石流等のおそれがある区域から避難する際の避難方向を示すなど、地域の実情に応じて適切に対応することが望ましい。

(3) 土砂災害に係る避難訓練の実施

土砂災害に係る避難訓練については、毎年一回以上実施することを基本とする。

市町村は、関係行政機関と連携し、情報伝達、避難誘導、避難所開設等を行う実践的な避難訓練を実施することにより、地域全体の警戒避難体制の充実を図るものとする。

また、土砂災害警戒区域の住民等は、ハザードマップ等を活用するとともに、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、当該警戒区域の実情に応じた避難訓練を実施することが重要であり、市町村は、こうした避難訓練が住民等が主体となって実施されるよう促すとともに、支援するものとする。

(4) 要配慮者利用施設

関係部局や都道府県等の協力を得て、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地、土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項を定めるものとする。なお、要配慮者利用施設の対象となる「学校」については、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等を想定している。

また、要配慮者利用施設に対しては、早い段階からの情報提供が重要であることから情報伝達体制を定めるものとし、土砂災害防止施設の整備による安全性の確保や、要配慮者の円滑な避難のための避難支援体制の充実・強化など、ソフト・ハード両面の対策を講ずる必要がある。このため、要配慮者利用施設の立地状況やハード対策の状況について定期的に把握していく必要がある。

2 法第八条第三項のハザードマップの作成及び周知

ハザードマップは、土砂災害からの円滑な避難のために重要であり、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれがある区域から避難する際の避難方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

都道府県等は電子地図の提供等により市町村におけるハザードマップの作成を支援するものとする。また、都道府県は、各都道府県内におけるハザードマップの作成状況を定期的に国に報告し、国は各都道府県の作成状況を公表するものとする。

ハザードマップの作成に当たっては、住民等の参加を得ることや、作成と併せて災害対策基本法第四十二条の二に基づく地区防災計画の計画提案制度を周知・活用するなどにより、土砂災害に対する住民等の関心を高め、理解及び危機意識の向上を図ることが重要である。

市町村が作成したハザードマップを住民等に周知するに当たっては、ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。住民だけではなく、地域への通勤者や滞在者などに対する周知も重要なことから、ホームページ等による周知についても、ポータルサイトを用意するなど、できるだけわかりやすいものとなるよう努めるものとする。また、ハザードマップの周知に併せて、土砂災害に関する説明会を開催するなどの工夫を行うことが望ましい。

さらに、ハザードマップを防災訓練や学校などでの防災教育に活用し、実践的な防災訓練、防災教育を行うことで、土砂災害からの的確な避難行動をとるための正確な知識の普及に努めるものとする。

3 法第八条の二の要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画等

市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、避難確保計画に基づく避難訓練を実施しなければならない。

避難確保計画の内容を実効性あるものとするためには、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が土砂災害から利用者の生命及び身体を保護する上で重要であることについて、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が認識することが不可欠である。このため、市町村は、要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等には、その所有者又は管理者に対して、土砂災害の危険性等を説明するなど、防災意識の向上を図ることが望ましい。

また、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援を行うとともに、避難確保計画の内容や避難訓練の実施状況の確認についても、関係部局が連携して実施することが望ましい。

さらに、市町村長は、避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができるとさ

れている。なお、この指示や公表を行う際には、当該所有者又は管理者が主体的に避難確保計画を作成することが当該避難確保計画の実効性を高める上で重要であることに鑑み、当該所有者又は管理者に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明を行うことが望ましい。

4 建築物の移転等の勧告

土砂災害特別警戒区域の指定の際、現に当該特別警戒区域に存する居室を有する建築物については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三条第二項の規定に基づき、増築、改築等を行うまでは、いわゆる既存不適格建築物として法第二十四条により建築基準法第二十条第一項に基づく政令において定められる構造耐力に関する基準が適用されないこととなる。

ただし、このような建築物についても、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあるとき、このように認めるときは、都道府県知事は、法第二十六条第一項に基づき、当該建築物の所有者等に対し、当該建築物の移転等の勧告を行うことにより、土砂災害の防止を図る必要がある。この移転等の勧告を行うにあたっては、あらかじめ建築物の立地や急傾斜地等の状況について必要な調査を行い、的確に状況を把握するとともに、市町村等の関係機関と連携し、情報を共有しながら円滑に進める必要がある。その上で、移転の勧告を検討する際には、「建築物の立地状況と急傾斜地等の状態から特に大きな人的被害が生じる可能性が高いこと」及び「急傾斜地等の状況変

化による災害発生の可能性が高まっていること」について判断することを基本とし、土砂災害の実績についても考慮するものとする。

また、特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第三十九条に基づく災害危険区域の活用を図ることも有効であり、当該区域が指定されている場合には、関係部局と連携し、わかりやすい周知を図ることが重要である。

さらに、建築物の所有者等が勧告された内容を実施することが困難である場合等には、土地の取得についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努める。

5 資金の確保等

国においては、法第二十六条第一項の勧告を受けた建築物の所有者等が建築物の移転等を行う場合について、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項第六号に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の融資制度、危険住宅の移転・改修を行う者に補助金を交付する地方公共団体を国が助成する住宅・建築物安全ストック形成事業などにより建築物の移転等の円滑化を図る。

都道府県においても、建築物の移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又はそ

のあつせんに努めるものとする。また、関係部局と連携し、これらの支援措置について住民等に
対し適切な周知に努めるものとする。

五 法第二十七条第一項の規定による危険降雨量の設定並びに同項の規定による土砂災害警戒情報の
通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

1 危険降雨量の設定等

都道府県知事は、過去の降雨の状況及び土砂災害（土石流及び急傾斜地の崩壊）の発生状況等
を総合的に勘案して法第二十七条第一項の危険降雨量を設定するものとする。設定に当たっては
、原則として、気象庁が国土交通省、都道府県が提供するデータも組み合わせて解析並びに提供
する雨量及び土壌雨量指数を用い、気象庁と連携して行うとともに、継続的な見直しに努めるも
のとする。また、「当該都道府県の区域を分けて定める区域」は、現在の監視予測技術を考慮し
て五キロメートルメッシュを基本とするが、より詳細な区分が必要な場合は、都道府県が気象台
と連携してより細分化することも考えられる。

2 土砂災害警戒情報の発表等

土砂災害警戒情報の発表は、都道府県知事が住民等の避難に要する時間を考慮し、実績降雨量

に気象庁が提供するおおむね二時間先の予測降雨量を加味した降雨量が、危険降雨量に達したときに行うものとする。また、土砂災害警戒情報の解除は、これまでの実績降雨量に予測降雨量を加味した降雨量が危険降雨量を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想されるなど土砂災害の危険性が低くなったときに行うものとする。

これらの土砂災害警戒情報の発表・解除は、都道府県が气象台と連携して共同で行うものとする。

3 土砂災害警戒情報の通知及び周知

都道府県知事は、関係する市町村長に対し、ファックス又は電子メール、電話等により、土砂災害警戒情報を通知するものとする。その場合、あらかじめ担当者を明確にした連絡体制を整備するとともに、着信確認を行うなど、確実に通知するものとする。

また、土砂災害警戒情報の一般への周知の措置については、気象庁と連携し、テレビ、ラジオ、インターネットの活用等により行うものとし、Ｌアラート（災害情報共有システム）の活用による多様なメディアへの一斉同報についても引き続き進めていく。また、市町村を通じて住民等に対して的確に周知がなされるよう、あらかじめ市町村から住民等への周知の方法を確認するなど、情報伝達体制の確立に努めるものとする。

なお、土砂災害警戒情報を解除した場合も、解除した旨について関係する市町村長への通知及び一般への周知の措置に努めるものとする。

4 土砂災害警戒情報に基づく的確な避難勧告等の発令

土砂災害は、命の危険を脅かすことが多い災害であることから、避難行動をできるだけ早く行うことが必要である。土砂災害警戒情報は、土砂災害からの避難にとって極めて重要な情報であり、土砂災害警戒情報が発表された場合は、市町村長は直ちに避難勧告等を発令することを基本とする。

国及び都道府県は、市町村長が避難勧告等を的確に発令できるよう、災害の危険性について正確でわかりやすい情報を提供する必要がある。特に、避難勧告等の対象区域の判断に資するため、時系列でのメッシュ毎の土壌雨量指数や降雨情報、きめ細かな降雨予測及び周辺における土砂災害の発生状況等の情報について提供を行うとともに、これらの情報の改善に努めるものとする。これらの情報提供に当たっては、必要に応じ技術的な説明を加えるなど、市町村にとってわかりやすい情報となるよう努めるものとする。

また、市町村においては、避難勧告等を発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び都道府県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対する的確に避難

勧告等を発令することが望ましい。

さらに、避難勧告等は、夜間であっても躊躇することなく発令することが基本であるが、できる限り夜間の急な発令を回避するために、当日夕方の時点で翌朝までの大雨が想定される場合は、気象庁が予報、警報及び降雨の予測情報等について情報提供を行うとともに、市町村において避難準備・高齢者等避難開始の活用や早めの避難勧告等を検討する必要がある。また、土砂災害警戒情報や各種気象情報を活用し、避難勧告等の発令をはじめ、いつ、誰が、何を行うかに着目して、防災行動を時系列的に整理し、関係機関、住民等が共通理解を深めておくことも有効と考えられる。

土砂災害警戒情報の発表単位については、市町村単位が基本となっているが、市町村長が避難勧告等を発令する上で、対象地域を的確に判断できるよう、土砂災害警戒情報の発表単位の細分化についても、地域の実情に応じて検討していく必要がある。その際、例えば旧市町村単位とするなど、情報の受け手側のわかりやすさにも留意して検討を行う必要がある。

5 避難勧告等の発令・解除の際の助言

災害対策基本法第六十一条の二により、市町村長は避難勧告等の判断に際し、指定行政機関や都道府県等に助言を求めることができる。また、土砂災害については、法第三十二条により避難

勧告等の解除の判断に際し、国土交通大臣や都道府県知事に助言を求めることから、これらの機関が助言を求められた場合は、保有するリアルタイムの情報の提供や災害に関する専門的知見等から助言を行うことが有効である。

国等が保有するカメラ画像等から土砂災害や明らかな前兆現象等の発生を確認した場合等においては、市町村に対する積極的な情報提供が必要である。

また、大規模な土砂災害発生後は、溪流上流部や斜面上部に不安定な土砂が堆積し、二次災害のおそれが高まることから、国土交通省の緊急災害対策派遣隊（テックフォース）や国土技術政策総合研究所等の土砂災害に関する専門家を派遣し、現地調査等を行って二次災害の危険性等について市町村長に助言することが望ましい。

6 避難勧告等の発令時に住民等がとるべき行動の周知

土砂災害は、命の危険を脅かすことが多い災害であり、避難勧告等の発令時には、危険な区域から一刻も早く立退き避難を行うことが必要であるが、地域によって土砂災害の形態や規模が大きく異なることや、夜間や大雨時など避難時の状況によっても、とるべき行動が変わってくると考えられる。

例えば、時間的余裕のある場合、あらかじめ選定された避難場所に立退き避難することが重要

であるが、土砂災害の発生のおそれが高まり一刻も早く立退き避難を行う必要がある場合は、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難することが重要である。

また、大規模な土石流が想定される区域の戸建住宅については一刻も早い立退き避難が必要であるが、小規模な急傾斜地の崩壊等が想定される区域の戸建住宅において、立退き避難の余裕がない場合や、立退き避難を行うことが危険な状態となっている場合は、急傾斜地等の反対側の二階以上に屋内避難することも考えられる。一方、マンションなどでは高層階に避難することも適切な避難方法であると考えられる。

このように、避難勧告等が発令された場合の行動についても、マニュアルに頼りすぎることなく、状況に応じた適切な判断を住民等自身が行えるよう、日頃から普及啓発を行う必要がある。住民等が適切な判断を行うためには、土砂災害や土砂災害警戒情報等に関する正しい知識、地域の土砂災害の危険性などの正しい知識が必要であり、国、都道府県、市町村が連携して、これらの正しい知識の普及啓発と、いざというときは、命を守るために自ら判断して行動すべきことを周知していく必要がある。

六 法第二十八条第一項及び第二十九条第一項の緊急調査の実施について指針となるべき事項

1 緊急調査を行うべき状況の確認

都道府県知事又は国土交通大臣は、豪雨、地震、火山噴火等の発生を受け、自ら行う点検等又は関係機関、住民等からの情報提供により、河道閉塞、降灰等の堆積又は地滑りによる地割れ若しくは建築物の外壁の亀裂の発生を把握した場合には、速やかに必要な調査を行い、令第八条に規定する状況の有無を確認する。

なお、時間の経過とともに土砂災害の発生の危険性が高まるおそれがある場合や、現地における詳細な調査が困難な場合も想定されることから、地上若しくは上空からの目視若しくは遠隔計測技術等を用いた調査の結果又は地形図、航空写真等の既存資料のほか、関係機関・部局が有する情報等の活用により、緊急調査を行うべき状況か否かを調査を行う者の安全確保を図りながら迅速に確認することが重要である。

2 緊急調査の実施

都道府県知事又は国土交通大臣は、1により緊急調査を行うべき状況が確認された場合には、次に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、次に定める調査を行う。

なお、緊急調査の実施に当たっては、必要に応じ関係機関・部局と情報を共有する等の連携を図り、1と同様に、地上若しくは上空からの目視若しくは遠隔計測技術等を用いた調査の結果又

は地形図、航空写真等の既存資料のほか、関係機関・部局が有する情報等の活用により、調査を行う者の安全確保を図りながら迅速に調査を行うとともに、要配慮者利用施設の立地の状況、現地の状況の変化等の把握に努めるものとする。

(1) 土石流

イ 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流

河道閉塞の位置及び形状、上流の湛水域及び下流域の地形、下流域における住宅等の立地の状況に関する調査を行うとともに、河道閉塞の形状の変化、湛水位の変化等の監視を継続的に行う。

ロ 噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流

降灰等の堆積、上流域及び下流域の地形、下流域における住宅等の立地等の状況に関する調査を行うとともに、降灰等の堆積の状況の変化、周辺における降水の状況、土石流等の発生の状況等の監視を継続的に行う。

(2) 地滑り

地滑りにより生じた地割れ及び建築物の外壁の亀裂、周辺の地形、住宅等の立地等の状況に関する調査を行うとともに、地滑り地塊の移動の状況等の監視を継続的に行う。

なお、既に地滑りに係る土砂災害警戒区域が指定されている箇所において緊急調査を実施す

る場合には、当該箇所における基礎調査の結果を参考とするものとする。

(3) 河道閉塞による湛水

河道閉塞の位置及び形状、上流の湛水域の地形、上流の湛水域における住宅等の立地等の状況に関する調査を行うとともに、河道閉塞の形状の変化、湛水位の変化等の監視を継続的に行う。

3 緊急調査の終了

都道府県知事又は国土交通大臣は、緊急調査の結果、現地の詳細な状況の判明又は現地の状況の変化、応急対策工事の進捗等により、令第八条に規定する状況が認められない場合又は土砂災害の発生危険性が令第八条に規定する状況が生じる以前と同等と認められる場合には、緊急調査を終了することができる。

七 法第三十一条第一項の土砂災害緊急情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

1 土砂災害緊急情報の作成

都道府県知事又は国土交通大臣は、緊急調査の結果、重大な土砂災害の急迫した危険があると

認められる場合又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化した状況が認められる場合には、次に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、次に定める方法により、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにした土砂災害緊急情報を作成する。

(1) 土石流

イ 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流

緊急調査の結果に基づき、河道閉塞の位置及び形状、上流の湛水域及び下流域の地形等の状況を基に数値解析を行い、土石流による被害が想定される土地の区域を明らかにするとともに、湛水位等を基に土石流による被害が想定される時期を明らかにする。

ロ 噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流

緊急調査の結果に基づき、降灰等の堆積、上流域及び下流域の地形等の状況を基に数値解析を行い、土石流による被害が想定される土地の区域を明らかにするとともに、周辺における降水の状況、土石流等の発生の状況等を基に土石流による被害が想定される時期を明らかにする。

(2) 地滑り

緊急調査の結果に基づき、地割れ及び建築物の外壁の亀裂の状況、周辺の地形等の状況を基

に地滑り区域及び地滑り地塊の移動方向を特定し、地滑りによる被害が想定される土地の区域を明らかにするとともに、地滑り地塊の移動の状況を基に地滑りによる被害が想定される時期を明らかにする。

(3) 河道閉塞による湛水

緊急調査の結果に基づき、河道閉塞の位置及び形状、上流の湛水域の地形等の状況を基に湛水による被害が想定される土地の区域を明らかにするとともに、湛水位等を基に湛水による被害が想定される時期を明らかにする。

2 土砂災害緊急情報の通知及び周知

都道府県知事又は国土交通大臣は、1により作成した土砂災害緊急情報を、都道府県知事にあつては関係する市町村長に、国土交通大臣にあつては関係する都道府県知事及び市町村長に書面、ファクシミリ装置を用いて送信する方法又は電子メールを送信する方法により通知するとともに、報道機関、インターネット等を通じて一般に周知する。

なお、土砂災害緊急情報の通知及び周知は、住民等の避難の状況、避難に要する時間、土砂災害が想定される時間帯等を考慮し、適切な時機に行うことが重要である。また、住民等の自主的な備えを促し、市町村長による避難勧告等の措置と相まって円滑な避難に資するため、住民等が

適切な時機に、より確実に情報を入手できるよう、周知の方法に配慮することが必要である。

3 その他緊急調査により得られた情報の随時提供

都道府県知事又は国土交通大臣は、土砂災害緊急情報のほか、緊急調査により得られた河道閉塞の形状、湛水位、降灰等の堆積の状況、地滑り地塊の移動の状況等、重大な土砂災害の発生の危険性の把握に資する情報を、都道府県知事にあつては関係する市町村長に、国土交通大臣にあつては関係する都道府県知事及び市町村長に対し、適時適切に提供するよう努める。